

■構造計算適合性判定手数料表（非課税）

◆愛知県・岐阜県・三重県

建築物の床面積の合計	構造計算が大臣認定プログラム によって行われたもの	構造計算が左記以外の方法に よって行われたもの
1,000㎡以内の建築物	216,000 円	
1,000㎡を超え、 2,000㎡以内の建築物	276,000 円	
2,000㎡を超え、 10,000㎡以内の建築物	349,000 円	
10,000㎡を超え、 50,000㎡以内の建築物	514,000 円	
50,000㎡を超える建築物	859,000 円	

※ 表内「床面積の合計」とは、判定を行う一の建築物について算出します。
この場合において、2以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分は、それぞれ別の建築物と見なす。

※ 表内「大臣認定プログラムによる構造計算」とは、法第20条第二号イ又は同条第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめた建築物に係るものであり、かつ施行規則第1条の3第1項第一号ロ（2）ただし書きに規定する磁気ディスク等の提出があったものとする。

※ 当社で構造計算適合性判定適合通知書を交付した建築物において、計画変更構造計算適合性判定申請を行う場合は、当該建築物の床面積を1/2とした床面積（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の1/2を加えた床面積）により手数料を算出する。